

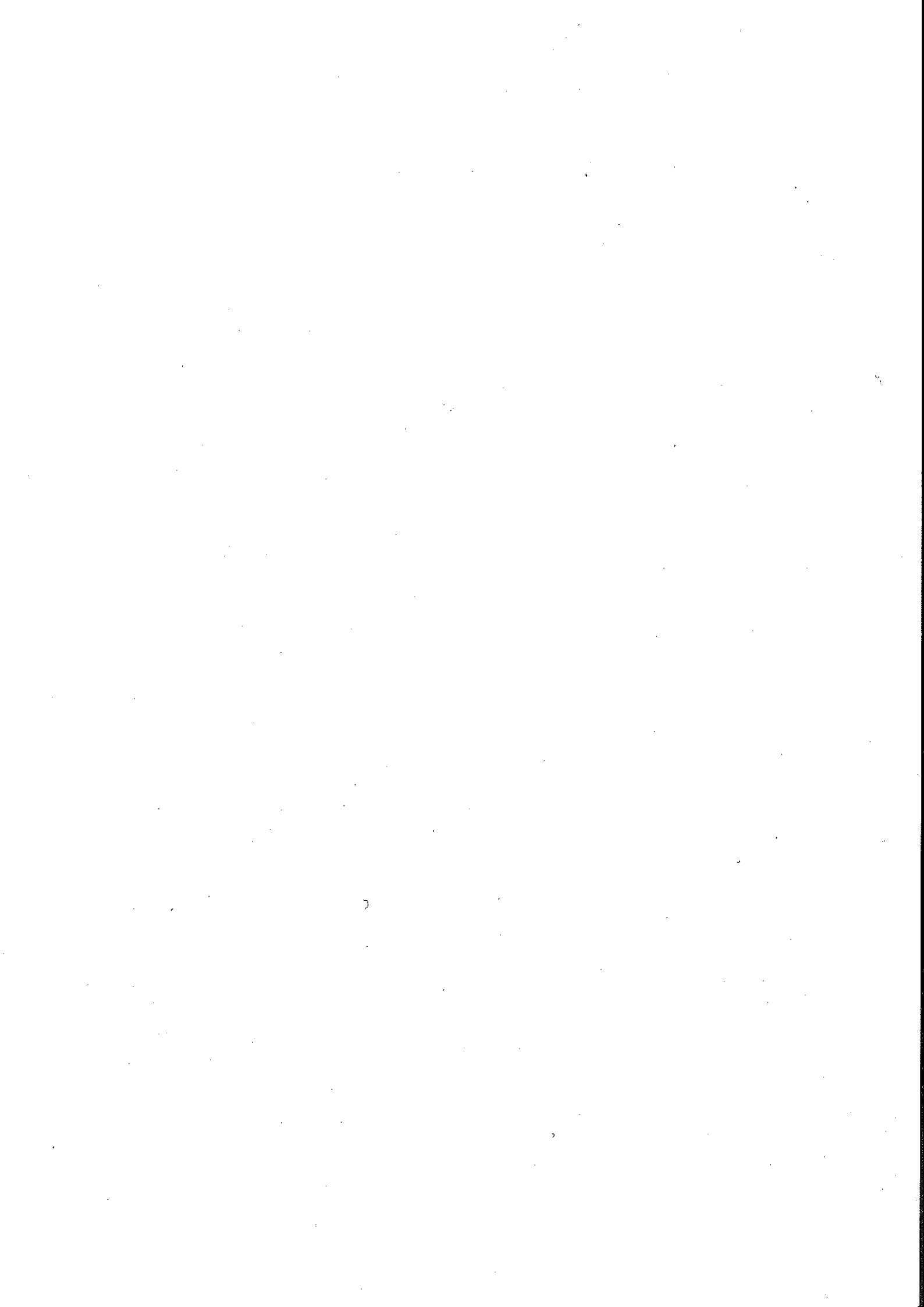
報告第17号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金子 裕



専決第14号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年9月28日(木)午後2時頃 場所 佐野市堀米町3923番地15
3 発生時の状況	市有自動車を駐車するため相手方敷地内に進入した際、相手方所有の汚水枳に乗り上げ、蓋及び配管の一部を破損した。
4 相手方	住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	汚水枳修繕費 89,100円
6 和解日	令和5年11月17日
7 略図	<p>相手方所有物件</p> <p>汚水枳</p> <p>市道</p> <p>市有自動車</p>